

## 情報通信審議会 情報通信技術分科会（第167回）議事録

1 日時 令和4年11月15日（火）14：30～15：05

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

尾家 祐二（分科会長）、安藤 真（分科会長代理）、石井 夏生利、  
伊丹 誠、江崎 浩、江村 克己、上條 由紀子、三瓶 政一、  
高橋 利枝、長谷山 美紀、平野 愛弓、増田 悦子（以上12名）

（2）総務省

<国際戦略局>

田原 康生（国際戦略局長）

<総合通信基盤局>

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、近藤 玲子（総務課長）

・電波部

荻原 直彦（電波政策課長）、

荒木 智彦（基幹・衛星移動通信課 基幹通信室長）、

石黒 文博（基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 課長補佐）、

中村 裕治（移動通信課 課長）、加藤 智之（移動通信課 課長補佐）

（4）事務局

久保田 昌利（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件」について

【平成14年9月30日付け諮問第2009号】

(2) 報告案件

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「短波帯デジタル固定局の導入に係る技術的条件」の検討開始について

【平成25年5月17日付け諮問第2033号】

## 開 会

○久保田総合通信管理室長　それでは、委員の皆様、御出席ありがとうございます。事務局を担当いたします総合通信管理室の久保田と申します。

事前の接続確認に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。ウェブ会議の開催に先立ちまして、事務局からのお願いについて御説明いたします。

まず、分科会長以外は、マイク及びカメラは、御発言時以外、オフとしていただきますようお願いいたします。

次に、御意見、御質問等、御発言の希望がございましたら、ウェブ会議システムのチャット機能で質問、意見のある旨を入力してお申し出ください。分科会長の指名後、カメラ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃっていただいた後に御発言をお願いいたします。

次に、議決の際ですが、御異議がある場合に、ウェブ会議システムのチャット機能に入力してお申し出ください。チャット機能は、パソコン版で御利用の方は左下の吹き出しマークをクリック、i P a d等アプリ版で御利用の方は右上の吹き出しマークをタップしていただくことで表示をされます。

最後に、回線が切断された際には、お手数ですが一度御退室いただき、再度会議URLから入室していただきますよう、お願いいたします。トラブルが発生いたしましたら、お知らせしている連絡先に電話にて御連絡をお願いいたします。

以上につきまして、御協力をお願いいたします。

それでは、尾家分科会長、会議の進行をお願いいたします。

○尾家分科会長　承知しました。皆さん、こんにちは。ただいまから情報通信審議会第167回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現在、委員15名中10名が御出席です。定足数を満たしておりますことを御報告いたします。ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際には、マイク及びカメラをオンにいただきまして、名のっていただいて御発言をお願いいたします。また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は答

申案件 1 件、報告案件 1 件でございます。

## 議 題

### (1) 答申案件

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件」について

【平成 14 年 9 月 30 日付け諮問第 2009 号】

○尾家分科会長　初めに諮問第 2009 号、「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件」について、陸上無線通信委員会主査の安藤委員から御説明をお願いいたします。

安藤委員、お願いします。

○安藤主査　安藤です。自動的に、または遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件ということで、資料が 2 つあります。167-1-1 が概要版で、報告書の本体が 167-1-2 になっています。陸上無線通信委員会から、この御報告をさせていただきます。

167-1-1 の概要版の 1 ページ目を御覧ください。簡易無線局、この定義は、無線従事者の資格が不要で、簡易な業務、または個人的業務を目的とした、主に音声通信が主ですけども、このような、簡易な無線局のことを言います。

報告書案の 4 ページ目に、表の 1 として、簡単にその特徴をまとめてありますが、トーカーのような形で、短方向通信であるものが多くて、周波数は 150 メガヘルツ帯、それから 300 メガヘルツ帯、それから 467 メガヘルツ帯、こういう周波数を使っている通信であります。免許するものと登録するものがある、最大の出力が 5 ワット、そういうことがこの表にまとめてあります。

簡易無線局の局数は、平成 23 年度末の約 75.6 万局が、令和の 3 年度末、10 年間で倍増ということで、順調に使われているという状況です。特に、平成 20 年の 8 月に導入されたデジタル簡易無線の登録局は、全国では平成 23 年度の 6.6 万局から令和 3 年度には 74.8 万局という形で、非常に大きく 11 倍にも増大し、よく使われています。

また、デジタル簡易無線では、音声通信だけでなく、IoT分野でのデータ通信にも活用されているところであり、ページの右下に書いてありますが、近年、例えばスキー場やゴルフ場など、地形によっては不感地帯が生じるんですけど、それを解消するための中継利用、その他、商業施設やホテル、工場、企業のビルなど、建物内での利用のときに、構造物の遮蔽で不感地帯が出る、それを解消するための中継利用。加えて、地下駐車場や地下街、テーマパークなどの地下通路など、主に地下施設での利用時に、地面や構造物の遮蔽で不感地帯ができる。これを解消するための中継利用など、併せて、建物内外における不感地帯の解消のニーズが増えています。このような状況を踏まえて、陸上無線通信委員会では自動的に、または遠隔操作によって動作するデジタル簡易無線の高度化について検討を行ってまいりました。

2 ページ目の主な技術的条件、これが結論であるんですけど、概要を御覧ください。既存のデジタル簡易無線と遠隔操作等のデジタル簡易無線、さらに、その中でも中継動作をするものの技術的条件の比較を記載してあります。遠隔操作などのデジタル簡易無線の通信方式については、中継動作するものは半複信とします。もともとデジタル無線というのは、主に単方向で、いわゆるトーキーのように、1つの周波数を使って、押してしゃべって、離して聞くというようなやり方、つまり単方向とか同報というような通信が主でしたが、中継動作では、受けて送るということがあるため、その装置は複信的な性能を持つということで、半複信と呼びます。それ以外の項目は既存の簡易無線とほぼ同じ仕様となっています。

また、遠隔操作などのデジタル簡易無線は無人運用が想定されていますので、無線設備を直接操作する者がいない場合であっても使えるように、つまり、適正な電波環境を維持するための安全として、障害検知、停止機能を要することとします。さらに、中継動作を行うデジタル簡易無線は、呼出しの名称記憶装置を不要として、中継器自身の名前はつけなくて、通信の相手方、発呼ですけど、発信したほうの呼出し名称をそのまま送信する機能を有するという形にしています。それ以外の技術的条件は、基本的には既存のデジタル簡易無線と同等となります。このような条件では、ほかのシステム、無線局への影響が、現状と変わることはないということで、記事既存のデジタル簡易無線の規制と同じものとなっています。

なお、中継利用は、この中継機を利用することで、通信のエリアが拡大しますので、中継設備の利用状況を把握するためにも、免許により、使用者を特定するような管理を

することが望ましいと書いてあります。

最後に、本技術的条件を取りまとめた報告書について、パブリックコメントを行いました。法人から2件、個人から1件、計3件の意見がありました。いずれも賛同の御意見でありました。自動的に、または遠隔操作によって動作する簡易無線の導入に対しては、非常にサポータティブな意見をいただいたところであります。

このような形で、一応答申ということで、御説明は以上となります。審議方、よろしくをお願いします。

○尾家分科会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

では、安藤委員、どうもありがとうございます。利用が広がっているということで、当初の利用方法より、いろいろデータも送られているということなんですが、広く共有するために、利用時間は5分たったら切れ、その後、1分ぐらい使えないとか、何かそういう方式だったかと思うんですが、これは変わらず、こういう形で共用していくということでしょうか。

○安藤主査　　そこら辺のところ、共用の条件や使い方についてはほとんど同じで、中継機ですので、無色透明だけれども、カバレッジだけが広がると、そういうような状況を想定しています。ただ、これから、多分使い方はロボットの遠隔操作であるとか、場合によってはドローンのような、これは、従来もそうですけれども、上空にいるようなものについて、人がついていないものが多分増えてくるだろうということもあって、そういうものにも対応できるようにという配慮は、今回の答申の中にはありますけれども、ご指摘のような、干渉の点とか、あるいは混雑しないように時間専有率などについての配慮は、特段書いていないということです。

以上です。

○尾家分科会長　　ありがとうございます。それでは、三瓶委員、お願いいたします。

○三瓶委員　　安藤先生、御説明どうもありがとうございました。表なんですけれども、表で半複信と書いてあって、これは技術的条件ですので、例えば、2周波は半複信ということは、予定されているバンドを2つに分けて、離隔を適当に取って半複信にすることですか。

○安藤主査　　報告書の、例えば、7ページの図の6に、中継利用時の構成例とあります

けど、f 1 を受けて、f 2 を送り出すと、ハウリングしないように、そういう意味で、この絵が描いてありますけど、ここの定義が、電波の規制用語ではこういうやり方をするのは全部半複信というのですが、対向する無線機は、今までと同じく、ある意味で言えば、単方向であったり、単信であったり、同報であったりというもの、そちらは全然変えずに、ただ中継器が入ったときの動作として、これを2周波を使った、これが総務省の言葉で言うと、半複信と使われているということ、私も実はそこを質問したことがあるんですけども、ご説明がありました。そういう内容です。

○三瓶委員　ありがとうございます。それで、一応、これは概要なので、どうかあれなんですけども、一応、技術的条件という、例えば帯域幅とか、その辺りはきっちり書いておくほうが良いのではないのかと思ったんですが、どうでしょう。

○安藤主査　そういう見方も確かにありますね。ただ、全部を書いてしまうと、また身動きが取れなくなるということもあって、例えば中継も実際の運用では、免許するときには、2つも続けて中継していくようなことは考えていないとか、あるいはドローンのほうに、中継器を載せることは考えていないとかという意味で、運用のときに、免許や登録を受け付けるところのかなり書いてあるようです。ただ、今、三瓶先生がおっしゃったように、できれば全部あらわに書いたほうが良い面はあろうかと思えます。これは総務省のほうも運用の具体のやり方で、迅速さとか、あるいはよく使うような形に例としてどんどん見せていくほうが良いということも含めて、総務省のほうで、何か考え方があれば御説明いただければと思います。内容は、三瓶先生のおっしゃったようなことが全部、運用のルールの方に入っているというのが私の理解です。事務局のほうで何か追加があればお願いしたいと思いますけども。

○尾家分科会長　いかがでしょうか。総務省のほうから何かございますか。

○加藤移動通信課課長補佐　陸上無線通信委員会の事務局をしております、移動通信課の加藤と申します。よろしくお願いたします。

三瓶先生の御質問の件でございますが、安藤主査のほうから御説明いただいたとおり、具体的な運用につきましては、この後、民間企業さんも含めての対応ということになるかと思えます。ただ、今回の表でございます、周波数離隔に関しまして、2メガヘルツから10ヘルツという形で記載をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、今後、中継用の周波数を選定する際に、総務省で、2メガから10メガをしっかりと確保した形で周波数のほうを選定させていただくということを考えておりま

す。この項目につきましては、以上でございます。

○三瓶委員 分かりました。

○尾家分科会長 三瓶委員、それでは、概要の表現の仕方については、このままでよろしいでしょうか。

○三瓶委員 それで結構です。

○尾家分科会長 ありがとうございます。そのほか何か皆さんから御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、本件は答申書案のとおり、資料167-1-3のとおり、一部答申したいと思いましたが、いかがでしょうか。御異議がある場合には、チャット機能でお申出くださいませ。

(異議の申出なし)

○尾家分科会長 それでは、資料167-1-3の答申書案のとおり答申することいたします。安藤委員、ありがとうございました。

○安藤主査 ありがとうございました。

○尾家分科会長 それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応につきまして、御説明を伺うということですので、よろしく願いいたします。

○竹村総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の竹村でございます。

本日は自動的に、または、遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件につきまして、一部答申を取りまとめていただき、誠にありがとうございます。本技術の導入によって、建物内外等における不感地帯の解消など、簡易無線がより一層使いやすくなり、その利用拡大に大きく寄与するものと期待しております。

総務省におきましては、本日の一部答申を受けまして、年度内の施行を目指し、無線設備規則の改正手続を進めてまいります。尾家分科会長をはじめ、分科会委員の皆様、本報告書の取りまとめをいただきました安藤主査をはじめ、陸上無線通信委員会の委員、専門委員の皆様は厚く御礼を申し上げます。今後とも、通信行政に対する御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○尾家分科会長 竹村局長、ありがとうございました。

## (2) 報告案件

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「短波帯デジタル

固定局の導入に係る技術的条件」の検討開始について

【平成25年5月17日付け諮問第2033号】

○尾家分科会長　それでは、続きまして、報告案件に移りたいと思います。

諮問第2033号、業務用陸上を無線通信の高度化などに関する技術的条件のうち、短波帯デジタル固定局の導入に係る技術的条件の検討開始につきまして、再び陸上無線通信委員会主査の安藤委員から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○安藤主査　安藤です。御説明します。

短波帯デジタル固定局の導入に係る技術的条件について、検討の開始を御報告するものです。資料は167-2を御覧ください。

1ページ目、まず、御説明します。短波帯デジタル固定局の導入に係る技術的条件について、検討の背景と主な検討項目、今後の予定をまとめて示したものです。

まず、背景について御説明します。短波帯無線通信については、電離層、地表面を反射しながら地球の裏側まで伝わる特性から、非常に長距離まで伝わるということで、長距離通信、例えば、海洋の船舶通信であるとか航空機用の通信、また、国際放送とか、アマチュア無線の中でも幅広い用途があります。主に、アナログ方式で活用されてきました。近年、国際間通信などの長距離通信に伴う遅延時間を少しでも減少させるため、光ファイバーや衛星を介した通信ではなく、短波帯による無線通信を行うニーズが、非常に特殊な使い方が必要な金融業界を中心に高まっています。

参考までに、1ページの右下に書いてありますけども、長距離通信の場合の各通信インフラの遅延時間の比較を書いています。これは非常に意外だと思われると思うんですけども、私も実は驚いたんですけど、光ファイバー通信というのは、波で伝わっていくわけですけど、それが例えば、東京ーシカゴの通信では50ミリセカンド、ですから、伝送遅延は当然あります。こういうものがあるんですけども、短波通信というのは、それよりずっと短いんです、33ミリセカンドと書いていますけども、その代わり、季節によって使えたり使えなかったりという意味で、信頼性があるとはとても言えないかもしれないんですけども、それを使えるものにしていこうというような話が今回の検討の中心になります。

衛星通信はもちろん、例えば3万6,000キロの場合には、260ミリセカンドとい

う片道の遅延がありますので、本当に一刻を争うような意味の金融相場なだけでは、多分こういう遅延も問題になるんだと思います、こういう背景があって、遅延という1つのキーワードで見ても、この通信の独特な特徴が分かるものです。まさに金融の、例にあるように、たとえ数ビットパーセカンドの小さな伝送容量であっても、とにかく遅延の小さな伝送路が、利益に直接結びつくようなユースケースもあるということです。米国などでも実験局を開設して、こういう特徴を持つ短波帯の通信の検討を進めているという報告があります。

ニーズの高まりはあるんですけども、もともと短波帯の利用状況というのは逼迫しているとともに、先ほど言いましたように、季節性があったり、時間的に特性が変わったり、そういう意味で、低遅延かつ安定性と秘匿性も高い、通信ニーズに対応した新たな短波帯固定局の開設が、そう簡単ではないという状況はあります。そういうところへの対応策として、デジタル方式の導入をすべく、短波帯デジタル固定局の導入に係る技術的条件の検討を行うという報告であります。

本事項については、これまで数年間にわたり調査検討を既に行っており、同検討結果、議論の状況を踏まえて、技術的条件の検討を行う予定です。検討の対象は、短波帯ということで、具体的には3から30メガヘルツということで、波長が非常に長い電波です。具体的な検討項目、予定については、2ページ目を御覧ください。

検討項目について御説明しますが、上段の左、短波帯の伝播特性を考慮した技術的条件が書いてあります。電離層の反射を利用する短波帯ということで、季節や時間、太陽の黒点数に影響を受ける技術特性を考慮して、周波数割当て方などの技術的条件を検討します。また、左下の図には、昨年度の調査の検討会で取得した6月の日米間における周波数、それから時間ごとの疎通率、通信に使える時間ですけども、を示したシミュレーションのデータです。縦軸を実験試験局用に割り当てた周波数、それから、横軸を1日の時刻を示したものになっています。緑が疎通率50%以上で使えるということで、時間帯によって、疎通率のよい周波数が異なることが分かります。季節によっては今度、違う周波数が通りやすくなるということが時間でも変わるような状況です。これをより安定した通信を実現するためには、複数の周波数帯をうまく割り当てて、電波状況に応じて切り替えていく、そういうことが可能なシステムを構築することが必要です。

紙面の都合上で、表は6月の場合を書いていますけども、季節によっても、この絵は変わってくるということです。12月になると、実はこの時期にはあまり通らないとい

う9メガ、6メガのほうが通るというデータも取れています。

次に、上段の右、共用条件の説明です。同一周波数を複数の事業者間で共用する際の共用条件、それから、ほかの既存システムとの共用条件についても検討をします。現在、逼迫した短波帯の周波数に対して、複数の事業者から具体的に使用のニーズが出ています。短波帯、デジタル固定局の制度化として、要望がたくさん出されている状況ですので、複数の事業者間で共用する際の共用の条件を検討していきます。右側下段の短波帯の利用状況の図で示しているとおおり、既に様々な用途に使用されています。ここの絵でいいますと、黄色いところ、各種用途というあたりの融通が実は検討になると思います。12月以降、全3回の作業班を実施して、一番下に書いてありますが、委員会の報告、意見募集を経て、2023年6月の一部答申をいただきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○尾家分科会長  ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にて申出くださいませ。三瓶委員、お願いいたします。

○三瓶委員  御説明どうもありがとうございました。図を見て、趣旨は周波数によって運用条件が異なるので、そこをうまく使うことで疎通率を高めるということだと思うんですが、ただ、この図を見ても、どの周波数でも使えない時間帯が存在し得るということが見えていて、それで、それに対して、金融業界が使いたいというのが、私自身は理解に苦しむんですが、本当でしょうかということと、どういうところで使いたいという要望が上がっているのか、もし御存じでしたら教えていただきたいんですが。

○安藤主査  安藤ですけど、先ほど御説明した以上の情報を、私も持ちませんが、ただ、もちろんたくさんの周波数を使えるようになれば、どこかは通じてくるという疎通率はもちろん上がるわけですが、金融業界の使い方が具体的にどうなっているかということは、私は分かりません。少し聞いたときには、建物の位置が、証券取引所からの物理的距離が（遅延の観点で）問題になるような、ファイバーの長さでそんなに違うかと思うような話ですが、聞いたことがあります。

ですから、金融業界は、全部機械で今はやっていますけれども、それこそ、その遅延が目に見えてくるような、為替の取引もあり、短波をそれをやるのに使う。ただし、いつでも通る保証はないですねというのが、私も今でも同じような感覚を持っています。それでも、具体的に今回の検討には、欧米等の具体的に使いたいと言っている業者の関

係者も招いておりますので、そこら辺のところは本当に使いたいんだと思います。私はそこまでしか分からないんですけど、事務局のほうでももう少し具体的に、本当にこの周波数で頼りのある商売ができるのかなというところは、情報があれば、コメントいただけたらと思います。

○石黒基幹通信室課長補佐 総務省基幹通信室の石黒でございます。お世話になっております。

季節変動のところに関しましては、事業者のほうもいろいろと試験をして、データを取得している最中でございます。その中から、この辺りが狙いどころというところは、その結果を踏まえて、今回、割当てができるのではないかとこのことを考えてございます。

以上です。

○三瓶委員 分かりました。実際、バンドというのは、短波帯という限定がかかるので、それほど広い帯域が存在するかというと存在しないので、そこには限界があるんだろうというのが、私の想定するところなんです。

もう一つは今、Beyond 5Gで、HAPSとかレオサットが存在する中で、50ミリに対して33ミリという遅延というのは、多分HAPSとかレオサットでも克服できる数字で、多分、テンポラリーなユースケースになってしまうような懸念はあるんですが、検討すること自体は別に意味がある、時限的にはあるのかなという気もするので、それに対しては、特に言うことはないんですけども、そういう懸念があるなという気がしました。

○安藤主査 ありがとうございます。

○尾家分科会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、伊丹委員、お願いします。

○伊丹委員 伊丹でございます。御説明ありがとうございます。1つお伺いしたいんですけど、2ページ目に疎通率のグラフ、表がありますよね。その疎通率というのは、今の方式でこれくらいの疎通率になる話でしょうか。あるいは、今後、デジタル放送が、デジタルの方式が出てくると、より疎通率もよくなって、かつ、うまく選択しながら使っていくとよくなるというような方向での検討になるのでしょうか。いかがですか、お教えいただければと思います。

○安藤主査 安藤の知識範囲ですけども、実は、このグラフを見ても、こんなに実は周

波数の選択制があるんだなど。これであれば、チャンネルがうまく設定すれば、どこかが通じるものができるなどというのが、私の率直な感じでありました。今、御質問あったように、デジタルにすることで、疎通率そのものがぐんと上がるということは、私は今、聞いていないんですけども、ただ、もちろんそれもあるかと思えますけれども、一番はチャンネルの割当ての工夫が効いてくるんだと思いました。

デジタルにすることで、同じ周波数を使っても疎通率が上がるかどうかというのは、これはとにかく電離層の場所の変化が一番効いているということでもありますので、そのところがどのぐらい効くかは、事務局のほうで、それ以上の情報がありましたら、付け加えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○石黒基幹通信室課長補佐 改めまして、基幹通信室の石黒でございます。お世話になります。

先ほどの疎通率を高めるためにデジタル化をしたらよくなるのかという話なんですけど、デジタル化することによって遅延が生じるおそれがあります。そういう意味では、どこまでデジタル化によって効果が得られるのかというのは、限界値はあるかと思っています。そういう意味では、周波数の使い方の工夫で、いかに早く通信をするのかというところが、彼らが狙っているところと感じております。

以上です。

○伊丹委員 ありがとうございます。

○尾家分科会長 ありがとうございます。そのほか皆様、御意見、御質問ございませんでしょうか。

安藤委員、大変興味深い取組ですが、これ、資料にも書いてあるように、国際間の調整というのが短波ですので必要だということですが、デジタル化に関しては、海外の取組とか協調とかというのは、これからの課題になるのでしょうか。

○安藤主査 この分野は間違いなく、それこそ、そういう長距離のものが使い勝手がいいということでやるわけですから、国際協調なしにはあり得ないと思います。ただ、その事業者がどういうものを両方用意してやらせるかということもありますけれども、国際協調の標準化等も随分進んでいるんだと思います。事務局のほうで、詳しい内容を御説明いただけるのでしょうか。これは間違いなくそれがないと役に立たないと思います。

○石黒基幹通信室課長補佐 基幹通信室の石黒でございます。国際の関係は、短波帯については、通告をすることが通例にはなっております。ただ、現状、まだ技術基準な

ども定まっていない、周波数帯もどこにしようかというところもありますので、今回の議論を経た後、国際の通告手続きを進めたいと思います。

現状、他国の話、アメリカとかヨーロッパのほうでも実験局を開いて、現状、どういう技術基準でやるのかということは検討されているとは聞いてございます。

以上です。

○尾家分科会長　ありがとうございます。皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、安藤委員どうもありがとうございました。

## 閉　　会

○尾家分科会長　それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆さん、全体に関しまして、何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○久保田総合通信管理室長　特にございません。

○尾家分科会長　それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局から御連絡差し上げますので、皆様よろしく願います。

以上で閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。